

令和元年5月31日

総務委員会

総務部政策法務課

令和元年度包括外部監査特定の事件について

- 1 特定の事件  
清掃事業に係る事務の執行について
- 2 監査の内容  
以下の観点から、監査を実施する。
  - (1) 清掃事業に係る財務事務の執行の合规性  
清掃事業に係る財務事務及び市の規程等が、関係法令等に準拠しているか。
  - (2) 清掃事業に係る財務事務の経済性・効率性・有効性  
清掃事業に係る財務事務が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。
- 3 監査の期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 4 包括外部監査人  
住所 愛知県名古屋市千種区東明町7丁目13番地の1  
氏名 鈴木 實  
資格 公認会計士

## 浜松市包括外部監査の実績について

総務部政策法務課

平成 31 年 3 月現在 表中敬称略

年度	包括外部監査テーマ	監査人（資格）
平成 11 年度	浜松市土地開発公社の平成 10 年度決算について	岡崎英雄 (公認会計士)
	財団法人 浜松市建設公社の平成 10 年度決算について	
	小型自動車競走事業（特別会計）の財務状況について	
平成 12 年度	浜松市下水道事業の平成 11 年度決算並びに管理運営について	岡崎英雄 (公認会計士)
	県西部浜松医療センター平成 11 年度決算及び管理運営について	
平成 13 年度	補助金等の制度、運用について	岡崎英雄 (公認会計士)
平成 14 年度	委託料に係る制度・運用について	伊藤久仁一 (公認会計士)
平成 15 年度	工事請負費に係る制度・運用について	伊藤久仁一 (公認会計士)
平成 16 年度	外郭団体等における出納その他市民負担にかかわる管理について	伊藤久仁一 (公認会計士)
平成 17 年度	人件費の適正性について	松島知次 (公認会計士)
平成 18 年度	浜松市における水道並びに下水道に関わる事業について（これら事業に類似する農業集落排水事業、簡易水道事業及び財団法人浜松市清掃公社などを含む）	松島知次 (公認会計士)
平成 19 年度	道路（国・県・市道のほか農道、林道、用排水路を含む）及び付帯施設に関する計画並びに財務執行について	松島知次 (公認会計士)
平成 20 年度	市営住宅の事務の執行について	田中 範雄 (公認会計士)
平成 21 年度	市税及び国民健康保険料の事務の執行について	田中 範雄 (公認会計士)
平成 22 年度	保育所事業の執行について	田中 範雄 (公認会計士)
平成 23 年度	生活保護に関する事務の執行について	鈴木 孝裕 (弁護士)
平成 24 年度	学校教育に関する事務の執行について	鈴木 孝裕 (弁護士)
平成 25 年度	公の施設の管理運営について	鈴木 孝裕 (弁護士)
平成 26 年度	中小企業支援事業に関する事務の執行について	山田 夏子 (公認会計士)
平成 27 年度	道路インフラの整備・維持管理に関する事務の執行について	山田 夏子 (公認会計士)
平成 28 年度	業務委託に関する事務の執行について	山田 夏子 (公認会計士)
平成 29 年度	消防費に係る事務の執行について	鈴木 實 (公認会計士)
平成 30 年度	水道事業に係る事務の執行について	鈴木 實 (公認会計士)

平成 31 年 4 月 24 日

浜松市監査委員 様

浜松市包括外部監査人  
公認会計士 鈴木 貴

平成 31 年度包括外部監査の対象として選定した特定の事件についての通知

1. 特定の事件

清掃事業に係る事務の執行について

2. 選定の理由

浜松市では、平成 27 年 3 月に策定した「第 2 次浜松市環境基本計画」で、30 年後(2045 年)における環境のあるべき将来像を達成するため、中期的目標を策定し環境整備に取り組んでいる。その中でも家庭や事業所から排出されるごみの減量化と資源化は、焼却施設等の維持管理やごみ収集業務の確保などのごみ処理経費の削減だけでなく、最終処分場の確保、更には地球温暖化への影響など、多方面から見て重要な課題となっている。

ごみ処理経費の状況は、平成 28 年度は 62 億 6 千万円、同 29 年度は 61 億円と減少しているものの、市全体の予算に占める割合は大きく、平成 30 年度の直近の状況を見てみると、家庭系ごみの総排出量は、2 月までの 11 ヶ月間で 14 万 6 千トンと、台風災害による影響も想定されるが、平成 29 年度の 14 万 3 千トンを上回り、増加している。特に家庭系ごみを取り巻く環境の変化により発生する様々な課題への対応が求められている。

これらの対応を限られた財源においてより効率的に対応するためには、従来の事業を前提とする取り組みだけでなく、市民に向けた効果的な情報発信など、環境に適応した市民とのコミュニケーションを前提とした事務の執行が求められる。

来年 3 月には、「第 2 次浜松市環境基本計画」が 5 年経過することから見直しも予定されており、また、天竜区に大規模な新清掃工場の整備も進められていることから、このタイミングで清掃事業に係る事務の執行について監査を実施することは有意義なものと判断し、平成 31 年度の包括外部監査における特定の事件として選定した。

3. 主な監査要点

(ア) 清掃事業に係る財務事務の執行の合规性

清掃事業に係る財務事務及び市の規程等が、関係法令等に準拠しているか。

(イ) 清掃事業に係る財務事務の経済性・効率性・有効性

清掃事業に係る財務事務が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

以上